

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人祥和会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱い又は不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>令和3年6月4日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第43条第3項により準用される 一般法人法第72条第1項)</p>	<p>監事の選任については、今後は在任監事の過半数の同意を得る手順をとることとする。又は、監事選任案を決議した理事会の議事録に出席した監事の同意があったことを記載し記名押印をして対応することとする。</p>
2	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告（以下「職務執行状況報告」という。）を理事会に行わなければならないにもかかわらず、理事長が職務執行状況報告していなかった。</p> <p>については、理事長及び業務執行理事は、各々が理事会に対し適切に職務執行状況報告を行うこと。</p> <p>なお、この職務執行状況報告については、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の14第9項により準用される 一般法人法第98条) (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>理事長及び常務理事の職務執行状況の報告については、理事会の理事長挨拶等で報告は自ら行っていたが、議事録に記載していなかった。今後は理事会開催時に報告を行い、議事録に記載を行う。</p>
3	<p>理事会は、重要な職務執行の権限を理事長（理事）に委任することができないにもかかわらず、令和2年12月11日の理事会において就</p>	<p>就業規則等の重要な職務の執行に係るものに該当するものについては、今後は理事長の専決</p>

<p>業規則の改廃について理事長専決事項とすることについて決議していた。</p> <p>については、就業規則は法人運営に関する重要な事項であり、重要な職務執行に係るものに該当することから、当該規則の改廃は理事長（理事）専決とせず、理事会の決議によること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の13）</p>	<p>とせず、理事会で決議を行うこととする。</p>
---	----------------------------